

住民基本台帳の閲覧制限の実施および事前電話予約による 住民票等の休日交付サービスの拡大について

住民基本台帳の閲覧制度については、近年の社会経済情勢の変化や個人情報保護に対する意識の高まりなどから、国においても本制度のあり方について検討を進め、閲覧については限定公開とする新たな制度にするため、平成 18 年の通常国会に改正法案が提出される見通しとなっています。

札幌市ではこのような状況を踏まえ、新たな住民基本台帳の閲覧制度が確立されるまでの間の緊急的対応として、公用および公益上必要と認められるもの以外の閲覧を、平成 18 年 2 月から制限することとします。

また、休日における住民票の写し等諸証明書の発行については、これまで大通証明サービスコーナーにおいて土・日曜日でも取り扱っているほか、区役所においても事前の電話予約があれば、翌土曜日の午前中のみ時間外窓口で証明書を交付しています。

この区役所での証明書の交付を、市民がより利用しやすいよう、平成 18 年 1 月から現行の土曜日に加え、日曜・祝休日でも受け取りができるようサービスを拡大します。

1 住民基本台帳の閲覧制限の実施

住民基本台帳の閲覧については、現在各区役所で閲覧請求に応じていますが、このたび、「札幌市住民票の写しの交付等に関する取扱要領」の一部を改正（平成 18 年 1 月 4 日施行予定）し、現行の「何人でも閲覧できる」という閲覧制度から「公用および公益上必要と認められるもの」以外の閲覧を制限することとします。

(1) 取扱要領の改正

取扱要領に次の項目を追加する。

ア 民間事業者が営利目的で郵便物を送付することを理由に大量閲覧を行うとき。

イ 報道機関、調査機関が世論調査等を理由に大量閲覧を行う場合で、公益性が高いと認められないとき。

ウ 学術研究機関が学術調査を理由に大量閲覧を行う場合で、公益性が高いと認められないとき。

(2) 公用および公益上必要と認められるもの以外の閲覧を制限する理由

ア 市民の個人情報保護への意識の高まりから、何人でも閲覧できるという現行の閲覧制度に対する批判が高まっていること。

イ 平成 17 年第 2 回札幌市議会定例会において「住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書」が全会一致で可決されたこと。

ウ 審査等の厳格化によっても、閲覧により取得された情報の利用方法や他の目的に利用されないことの検証が困難であること。

エ 閲覧情報を犯罪に利用した事件が発生していること。

オ 新たな閲覧制度に係る法律改正が見込まれるが、それまでの間においても、市民の個人情報を守る必要があること。

(3) 実施時期

平成 18 年 2 月 1 日から（平成 18 年 1 月 4 日以降の予約から）実施。

(4) 閲覧手続き

閲覧請求者から事前の電話あるいは来庁の際、住民基本台帳の閲覧目的を確認。ただし、公用および公益上必要と認められるもの以外は、当該請求に応じない。

請求者はおおむね閲覧実施日の 7 日前までに閲覧申込書および誓約書、使用目的を確認できる書類を提出する。

提出した書類に不備等がない場合は、閲覧を承認し、請求者に対して閲覧承認書を通ずる。

(5) 周知方法

これまでに閲覧請求を行った業者に閲覧制限を開始する旨の文書を送付するほか、区役所の窓口で周知文を掲示し、閲覧請求者にも制限の趣旨を説明する。また、戸籍住民課ホームページ(<http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/>)にも同様の内容を掲載する。いずれも12月下旬実施予定。

<国の検討>

総務省では、本年4月に「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」を設置し、法改正を含めて検討を進めた結果、10月20日に検討会報告書がまとめられました。その中で、個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、現行の「何人でも閲覧請求できる」という閲覧制度を廃止し、法の目的に即して、「閲覧できる主体と目的を限定」すべきとし、ダイレクトメールなどで営業活動のために行う閲覧については認めるべきでないとしています。

<他都市の状況>

主要都市において、大量閲覧に関して制限をしている状況は以下のとおり。

(1) 政令指定都市

さいたま市が平成17年11月に条例を施行し閲覧を制限。京都市と静岡市が現在検討中。

(2) 特別区

中野区(条例)、江東区(規則)、板橋区(要綱)、荒川区(要綱)、葛飾区(要領)、江戸川区(要綱)、千代田区(法解釈)、渋谷区(法解釈)

(3) 道内都市

苫前町(条例)、稚内市(条例)

2 事前電話予約による住民票等の休日交付サービスの拡大

区役所における住民票の写しおよび印鑑登録証明書の休日交付は、平成5年1月の完全週休2日制実施に合わせて、市民サービスの低下を招かないよう開始したものです。

また、平成16年5月からは大通証明サービスコーナーでも土・日曜日でも証明書の請求ができるようになっており、現在多くの方々が利用されています。

一方で、身近な場所である区役所での証明書の受け取りを希望する声もあることから、区役所での交付日を現行の土曜日の午前中から、土・日曜日および祝休日の全日でも受け取れることとし、取扱時間も午前9時から午後5時まで拡大します。

(1) 取り扱う証明書

住民票の写し(除かれた住民票(転出、死亡等)を除く)、印鑑登録証明書

(2) 予約方法

土曜日または日曜日に受け取る場合は、直前の金曜日の午前8時45分から午後3時まで(正午から午後1時までを除く)の間に、祝休日に受け取る場合は、その前日の同時間帯に、居住区の区役所戸籍住民課に本人または同一世帯員が電話予約。ただし、これらの日が区役所の休日の場合は、直前の区役所開庁日に受付。なお、印鑑登録証明書を予約する場合は、登録番号の確認のため、印鑑登録証(カード)が必要。

(3) 受け取り方法

住民票の写しを受け取る場合は、運転免許証や健康保険証など氏名の確認できるもの、印鑑登録証明書を受け取る場合は、印鑑登録証(カード)を持参し、予約した区役所の時間外窓口で証明請求書に住所・氏名等必要事項を記入し提出。受け取り時間は、午前9時から午後5時まで。

(4) 実施期日等

平成18年1月7日から3カ月の試行期間を設け、4月1日から本格実施。ただし、年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)および、これと連続する土・日曜日の区役所閉庁日は除く。

問い合わせ先

市民まちづくり局地域振興部戸籍住民課

電話 2 1 1 - 2 2 9 6